

# 令和6年4月1日より 当院の運動器リハビリテーション施設基準が変わります。

令和6年4月1日より、施設基準の変更により運動器リハビリテーション（理学療法士・作業療法士が行う運動療法）が2から1へと変更になります。

つきましては、診療点数も下記の通り変更となる為、窓口での支払金額にも変更が生じますのでご理解頂けますようお願い申し上げます。

変更前 運動器リハビリテーション料（2） 170点



変更後 運動器リハビリテーション料（1） 185点

ご不明な点がございましたら、リハビリテーションスタッフにお尋ねください。



医療法人社団 宇光会

村井クリニック 院長 村井邦彦